

# おくやみハンドブック

四国中央市

## 【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



質問に答えて



手続き抽出



詳細確認



## ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

四国中央市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

四国中央市

各種手続き

### 事前準備について

四国中央市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

※死亡診断書（死亡届）は提出前にコピーを取っておくことをおすすめします。

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

STEP 1

#### 各種手続きチェックリスト

チェックリストで必要な手続きを把握して、詳しい情報を各種手続きページでご確認ください。

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。

亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

URL：<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/38213>



STEP 2

#### 持ち物の確認

次のページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 3

#### ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、四国中央市役所または各窓口センターへお越しください。

おくやみ  
手続きナビは  
こちらから



質問に答える



## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印
- 預貯金通帳

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳および年金証書）
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
  - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
  - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
  - ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
    - ・葬祭を行ったことおよび喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- こども・心身・ひとり親家庭医療費受給者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

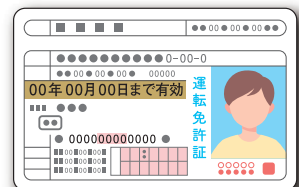
### 本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など
- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (31 ページ参照)</li> <li>○遺言書の調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(33 ページ参照)</li> </ul>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (34 ページ参照)</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (33 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付 (34 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

四国中央市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、個人番号通知カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	世帯主であった	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入または受給していた	P.10
税金	<input type="checkbox"/>	資産を持っている	P.11
	<input type="checkbox"/>	市県民税が課税されていた	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc 以下）、小型特殊自動車を持っていた	P.12
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	こども・心身・ひとり親家庭医療費受給者証を持っていた	P.15
介護保険	<input type="checkbox"/>	65 歳以上または介護認定を受けていた	P.16

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子育て	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.18
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援サービス受給者証、障害児通所受給者証を持っていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	障がい者扶養共済制度の年金受給（予定）していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	有料道路障害者割引（ETC 利用者のみ）を利用していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	しこちゅ〜お出かけチケットを持っていた	
<input type="checkbox"/>	パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を持っていた	P.25	
その他	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	農地を所有（賃貸借）していた	
	<input type="checkbox"/>	市営墓地の使用許可を受けていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 1. 住民登録に関する手続き

## マイナンバーカード、個人番号通知カードを持っていた

### 手続き 故人のマイナンバーカード、個人番号通知カードについて

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 なお、マイナンバーカード・個人番号通知カードを返却する必要はありません。	なし
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
	【手続き場所】 市民窓口センター 各窓口センター 【問い合わせ先】 市民課 マイナンバー担当 ☎ 0896-28-6161

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	【手続き場所】 市民窓口センター 各窓口センター 【問い合わせ先】 市民課 ☎ 0896-28-6013

## 世帯主であった

### 手続き 世帯主変更届（死亡関連手続き）

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなった場合は、最も近い続柄の方（第1順位は配偶者）を自動的に新世帯主とさせていただいており、世帯主変更届は不要です。 他の方を世帯主にしたい希望があるときは、世帯主変更の届出をしてください。	なし
	手続き可能な人 同じ世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（別の世帯の方が来られる場合）	<b>【手続き場所】</b> 市民窓口センター 各窓口センター <b>【問い合わせ先】</b> 市民課 ☎ 0896-28-6013

### MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 2. 年金に関する手続き

### 国民年金に加入または受給していた

#### 手続き 国民年金の必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって、手続きの内容、必要書類、手続き先が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものをご準備の上、お問い合わせください。 ※年金事務所などへのご案内になることがあります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	原則、相続人
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 基礎年金番号が分かるもの</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本など(亡くなられた方と請求者との続柄が分かるもの)</p> <p>※ 手続きの内容によって、追加書類の提出をお願いする場合があります。</p>	<p>【手続き場所】 市民窓口センター 各窓口センター</p> <p>【問い合わせ先】 市民課 年金担当 ☎ 0896-28-6018</p>

### 厚生年金に加入または受給していた

#### 手続き 厚生年金の必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって、手続きの内容、必要書類、手続き先が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものをご準備の上、お問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	原則、相続人
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 基礎年金番号が分かるものをご準備の上、お問い合わせください。</p>	<p>年金事務所予約 相談専用ダイヤル ☎ 0570-05-4890 新居浜年金事務所 (代表) ☎ 0897-35-1300</p>

## 農業者年金に加入または受給していた

### 手続き 農業者年金の必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
農業者年金の加入者または受給者が亡くなったとき、遺族の方は手続きが必要になりますので、農業委員会事務局へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 原則、相続人
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 基礎年金番号が分かるものをご準備の上、お問い合わせください。	農業委員会事務局 (農業振興センター) ☎ 0896-28-6050

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

### 3. 税金に関する手続き

#### 資産を持っている

##### 手続き 固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
	【手続き場所】 市民窓口センター 各窓口センター  【問い合わせ先】 税務課 固定資産税係 ☎ 0896-28-6205

#### 市県民税が課税されていた

##### 手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
市県民税の納税義務者が亡くなられた場合、納税通知書や還付に関する書類は相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
	【手続き場所】 市民窓口センター 各窓口センター  【問い合わせ先】 税務課 市民税係 ☎ 0896-28-6009

## 原動機付自転車（125cc 以下）、小型特殊自動車を持っていた

### 手続き 原付バイク、小型特殊自動車の名義変更または廃車の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方名義の車両を使用しない場合、廃車（ナンバープレートの返納）の手続きが必要です。</p> <p>亡くなられた方名義の車両を使用する場合、名義変更の手続きが必要です。</p>	<p>軽自動車税は毎年4月1日時点で課税されます。</p> <p>廃車・名義変更の手続きは3月31日までに行ってください。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族（廃車の場合） 相続人（名義変更の場合）</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書</p> <p><input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合）</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係が分かる戸籍謄本など（相続人へ名義変更する場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 譲渡証明書（相続人以外に名義変更する場合）</p>	<p>【手続き場所】 市民窓口センター 各窓口センター</p> <p>【問い合わせ先】 税務課 諸税係 ☎ 0896-28-6010</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 4. 医療・国保に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 国民健康保険葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費として20,000円が支給されます。</p> <p>※他の健康保険などから葬祭費（埋葬料）などが支給される場合、死亡の原因が交通事故など第三者の行為によるもので第三者（加害者）から葬祭にかかる費用について賠償を受ける場合は、支給されません。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から2年間</p>
	手続き可能な人
	葬祭を行った方（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収書</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳、キャッシュカード（振込先の確認できるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	<p><b>【手続き場所】</b> 市民窓口センター 各窓口センター</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 国保医療課 国民健康保険係 ☎ 0896-28-6020</p>

#### 手続き② 故人の国民健康保険の資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などの返却が必要です。</p> <p>※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分することもできます。</p>	<p>なし</p>
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 資格確認書</p> <p><input type="checkbox"/> 限度額認定証（お持ちの場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（お持ちの場合）</p>	<p><b>【手続き場所】</b> 市民窓口センター 各窓口センター</p> <p><b>【問い合わせ先】</b> 国保医療課 国民健康保険係 ☎ 0896-28-6020</p>

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### 手続き① 故人の後期高齢者医療保険の資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などの返却が必要です。</p> <p>※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分することができます。</p>	なし
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 資格確認書</p> <p><input type="checkbox"/> 特定疾病療養受領証（お持ちの場合）</p>	<p>【手続き場所】</p> <p>市民窓口センター 各窓口センター</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>国保医療課 後期高齢者医療係 ☎ 0896-28-6017</p>

### 手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費として20,000円が支給されます。</p> <p>※他の健康保険などから葬祭費（埋葬料）などが支給される場合、死亡の原因が交通事故など第三者の行為によるもので第三者（加害者）から葬祭にかかる費用について賠償を受ける場合は、支給されません。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭を行った方（喪主）</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収書</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳、キャッシュカード（振込先の確認できるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	<p>【手続き場所】</p> <p>市民窓口センター 各窓口センター</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>国保医療課 後期高齢者医療係 ☎ 0896-28-6017</p>

## 4. 医療・国保に関する手続き

### こども・心身・ひとり親家庭医療費受給者証を持っていた

#### 手続き 医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
医療費受給者証をお持ちの方が亡くなられたときは、医療費受給者証を返却してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の医療費受給者証	国保医療課 福祉医療係 ☎ 0896-28-6017

MEMO

## 5. 介護保険に関する手続き

### 65 歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き① 故人の介護保険被保険者証などの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合、返却が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（該当者のみ）	<b>【手続き場所】</b> 市民窓口センター 各窓口センター（福祉窓口）  <b>【問い合わせ先】</b> 介護保険課 保険料係 ☎ 0896-28-6025

#### 手続き② 介護保険被保険者の相続人による手続きの確認

手続き詳細	期 限
介護保険料の還付および介護給付費の支払いがあります。この場合「相続届兼保険料還付金・介護給付費振替用口座届出書」の提出が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（該当者のみ） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（該当者のみ）  <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人の通帳	<b>【手続き場所】</b> 市民窓口センター 各窓口センター（福祉窓口）  <b>【問い合わせ先】</b> 介護保険課 保険料係 ☎ 0896-28-6025

## 6. 子育てに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 児童手当の未支払請求、受給者変更手続き（死亡関連手続き）

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、未支払の児童手当の請求および受給者の変更手続きが必要となります。	死亡日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 今後対象児童を 養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p>【未支払請求手続き】</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童の振込口座の通帳</p> <p>【受給者変更手続き】</p> <p><input type="checkbox"/> 受給予定者の健康保険の資格情報が分かるもの、受給予定者の振込口座の通帳</p>	<p>こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0896-28-6027</p>

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き 児童扶養手当の未支払請求、受給者変更・資格喪失などの手続き（死亡関連手続き）

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、未支払の児童扶養手当の請求および喪失の手続きが必要となります。 また、新たに受給者となる方の申請手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 今後対象児童を 養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p>【未支払請求手続き】</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童の振込口座の通帳</p> <p>【認定請求手続き】</p> <p>状況により必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0896-28-6027</p>

## 特別児童扶養手当を受給していた

### 手続き 特別児童扶養手当の未支払請求、受給者変更などの手続き (死亡関連手続き)

手続き詳細	期 限
<p>受給者が亡くなられた場合、未支払の特別児童扶養手当の請求の手続きが必要となります。</p> <p>また、新たに受給者となる方の申請手続きが必要となります。</p>	<p>死亡日から14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>今後対象児童を養育する方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><b>【未支払請求手続き】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童のマイナンバー確認書類、対象児童の振込口座の通帳</p> <p><b>【受給者変更手続き】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 受給予定者・対象児童のマイナンバー確認書類、受給予定者・対象児童の戸籍謄本または抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 受給予定者の振込口座の通帳</p>	<p>こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0896-28-6027</p>

MEMO

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた

#### 手続き① 故人の身体障害者手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳は、返却が必要です。 死亡日をもって喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<b>【手続き場所】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口）  <b>【問い合わせ先】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023

#### 手続き② 故人の療育手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳は、返却が必要です。 死亡日をもって喪失となります。 亡くなられた方が療育手帳を所持している方の保護者であった場合、 手帳の保護者変更が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 療育手帳  <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方が保護者欄に記載されている療育手帳	<b>【手続き場所】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口）  <b>【問い合わせ先】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023

**手続き③ 故人の精神障害者保健福祉手帳の返却**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳は、返却が必要です。死亡日をもって喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	<p>【手続き場所】 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口）</p> <p>【問い合わせ先】 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023</p>

**特別障害者手当を受給していた**

**手続き 特別障害者手当の死亡届の提出**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分がある場合、未支払特別障害者手当請求書の提出が必要になります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 扶養義務者など
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 死亡を証明する書類	<p>【手続き場所】 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口）</p> <p>【問い合わせ先】 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023</p>
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 扶養義務者などの振込口座の通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑	

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当の死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未払い分がある場合、未支払障害児福祉手当請求書の提出が必要になります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	扶養義務者など
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 死亡を証明する書類	<p>【手続き場所】 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口）</p> <p>【問い合わせ先】 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023</p>
<p><b>遺族のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 扶養義務者などの振込口座の通帳	
<input type="checkbox"/> 印鑑	

### 自立支援医療受給者証を持っていた

#### 手続き 故人の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の自立支援医療受給者証は、返却が必要です。受給資格は死亡日を持って喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	<p>【手続き場所】 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口）</p> <p>【問い合わせ先】 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023</p>

## 障害福祉サービス受給者証、地域生活支援サービス受給者証、 障害児通所受給者証を持っていた

手続き

故人の障害福祉サービス受給者証、地域生活支援サービス受給者証、  
障害児通所受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証、地域生活支援サービス受給者証、障害児通所受給者証は、返却が必要です。 障害児通所の決定を受けている場合で、保護者が亡くなられたときは、新たに受給者となる方の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 地域生活支援サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 障害児通所受給者証	<p>【手続き場所】 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口）</p> <p>【問い合わせ先】 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### 障がい者扶養共済制度の年金受給（予定）していた

#### 手続き① 障がい者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
年金受給権者（予定の方）が亡くなられた場合、弔慰金支給請求の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	加入者（掛金を払っていた方）、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 住民票の除票 <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度加入証書 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの	<b>【手続き場所】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口） <b>【問い合わせ先】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023

#### 手続き② 障がい者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
心身障害者扶養共済制度の加入者（掛金を支払っていた方）が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	年金を受給する方、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 住民票の除票 <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度加入証書 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座の分かるもの <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票	<b>【手続き場所】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口） <b>【問い合わせ先】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023

## 有料道路障害者割引（ETC利用者のみ）を利用していた

### 手続き 有料道路障害者割引（ETC利用者のみ）の削除依頼手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳、療育手帳に ETC 利用のシールが貼付されている場合は、削除依頼の届出が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳	<b>【手続き場所】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口）  <b>【問い合わせ先】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023

## しこちゅ〜お出かけチケットを持っていた

### 手続き しこちゅ〜お出かけチケットの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のしこちゅ〜お出かけチケットは、使用できません。未使用のチケットは、返却が必要です。 死亡日以降に使用された場合、返金が必要になります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> しこちゅ〜お出かけチケット	<b>【手続き場所】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口）  <b>【問い合わせ先】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023

## 7. 障がい福祉に関する手続き

### パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を持っていた

#### 手続き パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）は、返却が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）	<b>【手続き場所】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 各窓口センター（福祉窓口）  <b>【問い合わせ先】</b> 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0896-28-6023

MEMO

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 8. その他の手続き

### 市営住宅に入居していた

#### 手続き 退居または入居者変更手続き

手続き詳細	期 限
①入居名義の方が亡くなられた場合、退居または承継承認申請の手続きが必要になります。なお、承継承認申請については、承認されないことがあります。 ②入居名義人以外の方が亡くなられた場合、同居者異動届の提出が必要になります。 ※状況により持ち物が異なるため、建築住宅課住宅管理課係へお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
	建築住宅課 住宅管理係 (消防防災センター5階) ☎ 0896-28-6184

### 農地を所有（賃貸借）していた

#### 手続き 所有者（使用者）の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有（賃貸借）していた場合、農業員会へ届出が必要です。 ※状況により持ち物が異なるため、農業委員会事務局へお問い合わせください。	相続開始を知った日から 10か月以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
	農業委員会事務局 (農業振興センター) ☎ 0896-28-6050

## 8. その他の手続き

### 市営墓地の使用許可を受けていた

#### 手続き 使用権継承の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営墓地の使用許可者だった場合、引き続き使用するための継承手続きが必要です。 お墓を使わなくなった場合も手続きが必要です。 ※状況により手続きが異なるため、生活環境課衛生係へお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 承継人
必要なもの	問い合わせ先
	生活環境課 衛生係 ☎ 0896-28-6145

### 犬を飼っていた

#### 手続き 飼い主の変更手続き（死亡関連手続き）

手続き詳細	期 限
飼い主の方が亡くなられた場合、飼い主の変更手続きが必要です。	30日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
	【手続き場所】 生活環境課 衛生係 各窓口センター  【問い合わせ先】 生活環境課 衛生係 ☎ 0896-28-6145

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【必要なもの】</b>                      遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p><b>【手続き先】</b>                      故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p><b>【その他】</b>                      遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>



## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	四国中央警察署 ☎ 0896-24-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告 など	所轄の税務署 伊予三島税務署 ☎ 0896-24-5140
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの 所有者移転（相続） 登記など	松山地方法務局 四国中央支局 ☎ 0896-23-2407
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社  ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		
二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250cc 超のバイク)	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車	四国運輸局 愛媛運輸支局 ☎ 050-5540-2076
軽自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎ 050-3816-3124

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただくから、市役所にお越しただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項目	期日	備考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

## 戸籍証明書の広域交付について

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍・除籍証明書、除籍・改製原戸籍謄本を請求できます（広域交付）。

広域交付の戸籍証明書などを請求ができるのは、

- 本人
- 配偶者
- 父母、祖父母など（直系尊属）
- 子、孫など（直系卑属）

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

※戸籍証明書などを請求できる方（上記参照）が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。

※郵送や代理人による請求はできません。

※窓口にお越しになった方の本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証など顔写真付きの公的な身分証明書の提示が必要です。

# 家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

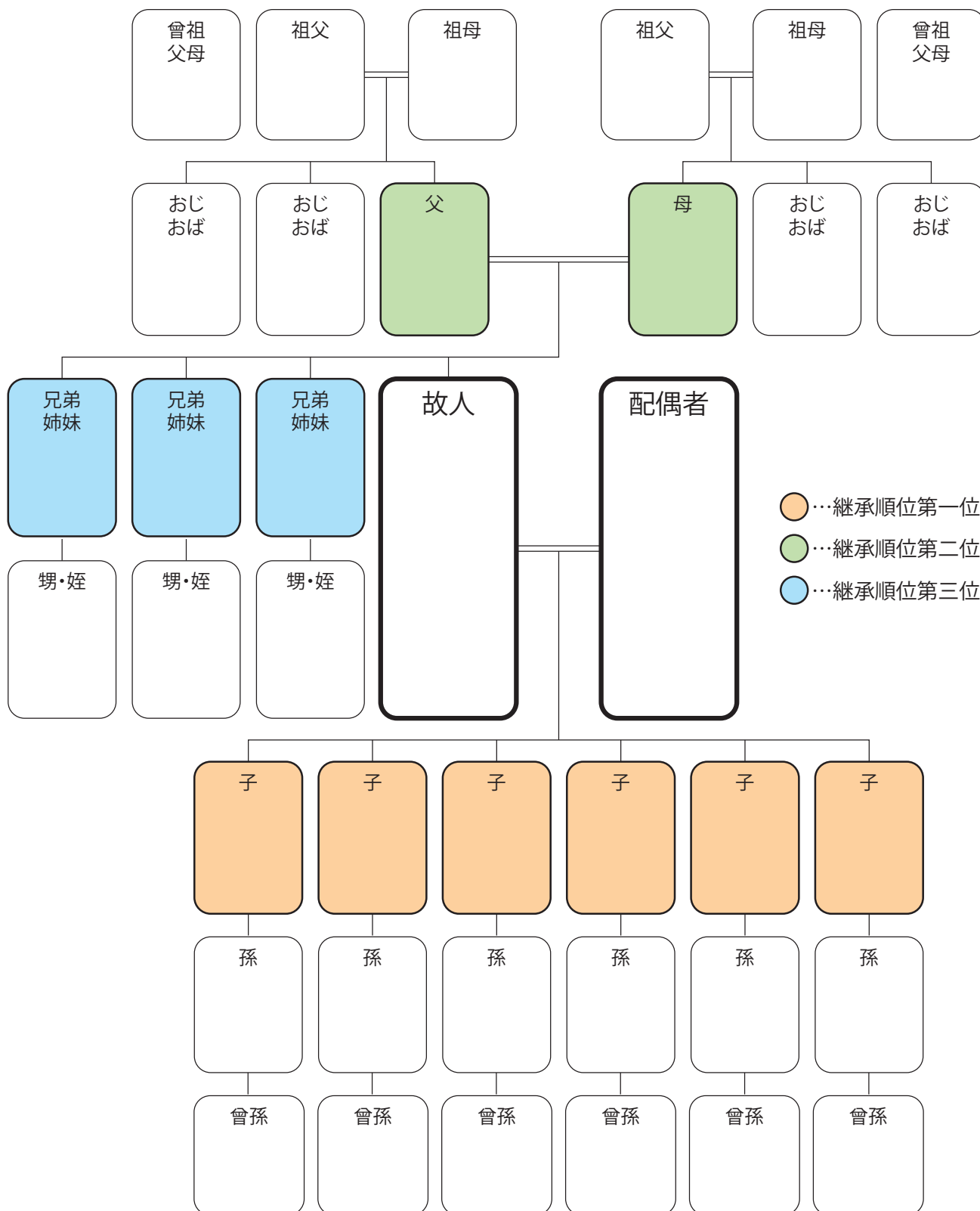
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年  
4月1日から

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

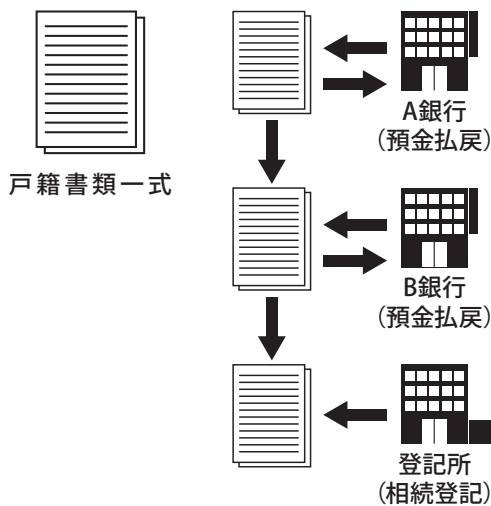
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

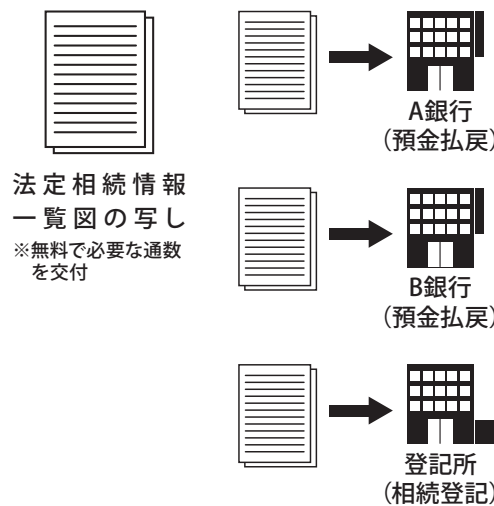
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 委任状

## 代理人

住所

\_\_\_\_\_

(方書・部屋番)

\_\_\_\_\_

氏名

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 委任者

住所

\_\_\_\_\_

(方書・部屋番)

\_\_\_\_\_

氏名

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(宛先)四国中央市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

本紙をご覧の方、お一人お一人に、私たちは何ができるのか  
寄り添えるように、温かい気持ちで社内打ち合わせを重ねました。

**土地・建物相続** 多くの方が、『整理の後回し』でトラブルになるケースがあります。

だから、  
**まず心を落ち着かせること**  
最も大切だと考えます。



相続担当：猪川（いのかわ）

私たちは、土地・建物を査定・売買する会社ですが、  
その前に皆様をご担当させて頂くのは、  
『協会に加盟する相続の専門家』です。

シンプル4ステップ

STEP ① 探す

[ 固定資産税 課税明細書 ]

この書類があれば整理できます。

STEP ② 立ち寄る

市役所ついでにカフェのような  
明るくオープンな弊社の窓口に  
書類をお持ちください。

STEP ③ 受け取る

調査しました内容を査定書等に  
お纏めし一週間程度後にご連絡  
お渡し致します。

STEP ④ 思い出す

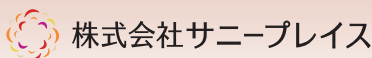
[ 必要な時に 査定書確認 ]

迷った時には、物件を把握して  
おります猪川にご連絡ください。



資料1枚』に整理出来ます。  
必要な情報を『シンプルな』  
お家や土地の相続について、  
突然降りかかってきた  
少々の情報で、  
ゆっくりとした会話と

相続・不動産の専門家として、“一緒に考え、そっと明るく支える”



まずは、お電話でご相談ください。 四国中央市中曾根町428-2 ご相談・ご訪問は無料！  
☎ **0896-22-3866** 営業時間 9:00~18:00 ※日曜・祝日除く  
※定休日にご連絡頂く場合も担当へ連絡繋がります。  
愛媛県知事免許(2)第5599号 (公社)愛媛県宅地建物取引業協会会員四国地区不動産公正取引協議会加盟



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 杉の木と麻のぬくもり工房

ぬくもりと優しい香りが届きますように



徳島の「杉」と、日本の「麻」で。  
この地ならではのぬくもりに包まれるお見送りを。

手元供養 (ペット供養)



お墓の骨壺 (陶器からの入替)



お墓新築



お墓の解体・造成



## ☎ 0883-64-2217

お問い合わせ

### 有限会社三歩一建設

〒779-4402  
徳島県美馬郡つるぎ町半田  
字田井300-6  
徳島県知事許可 (般-04) 第1430号

ホームページ



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 遺品整理 特殊清掃 空き家片付

「どうしたらいい？」  
の不安に、  
プロが即座に  
駆け付けます。



こんなお悩みはございませんか？

- 遠方の実家をどうにかしたい
- お部屋の消臭や消毒まで、一括で任せたい
- 空き家の片付けをまるごと頼みたい

四国中央市を中心に誠心誠意サポート致します！  
お見積は無料。お気軽にご相談ください。

クリーンフォレストにお任せ！

## ☎ 0120-600-115

### 株式会社クリーンフォレスト

〒799-0103 四国中央市川之江町余木569番地

一般廃棄物処理業許可 四市生ク第149号 / 古物許可証 第821010000817号  
産業廃棄物収集運搬業許可 03800223184 / 遺品整理士 第IS07546号  
事件現場特殊清掃士 第CSC03060号 / しろあり防除施工士 第14440号



# お墓のこと先のばしにしてませんか？

墓じまい



戒名彫込



海洋散骨



## サン石材

- ・墓じまい、墓石建立
- ・戒名彫込、墓石クリーニング

## 新時代のセレモニー

- ・海洋散骨事業(四国運輸局届出済)
- ・粉骨作業、仏壇じまい

☎0896-22-4414

担当者直通：  
090-1170-9710 (担当 旭)

〒799-0122 愛媛県四国中央市金田町半田446-3 運営元：有限会社サン・コーポレーション

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

## 相続問題に関するご相談は 櫻井法律事務所にお任せください

**相続トラブルは精神的負担が大きいです、  
早期解決のためにも一度弁護士にご相談ください**

遺産分割について  
ほかの相続人との  
話し合いがうまくいかない  
ので相談したい

相続放棄をしたいけど  
詳しいことがわからないので  
教えてほしい



遺言書を見つけたが  
どうしてよいかわからない

相続人がたくさんいて  
連絡がつかない人も  
いるので困っている

相続以外の法律相談もお受けしております  
お気軽にご相談ください

HPはこちらから



## 櫻井法律事務所

TEL 0883-87-8776

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ2201-8  
徳島弁護士会所属 登録番号44764 弁護士 櫻井 彰

いい相続

3つの質問に答えるだけで、  
あなたに必要な相続手続きがわかります！



診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>

# 相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。  
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの  
質問でわかる！

- ☑ 法定相続人の  
人数は  
わかりますか？

---

- ☑ 該当する  
相続財産を  
お選びください

---

- ☑ 相続税の申告は  
必要ですか？

※質問の答えが不明な場合、不明・  
わからないを選択すれば手続きが  
確認できます。  
※実際の回答画面とは異なります。

こんな方に  
おすすめ！



- 相続手続きが  
初めての方
- 必要な書類や  
手続きを知りたい方
- 専門家の  
サポートが欲しい方

▶ 相続手続き 無料1分診断はこちらから！

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断



診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

☎ 0120-992-467

受付時間

平日9時-20時 / 土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

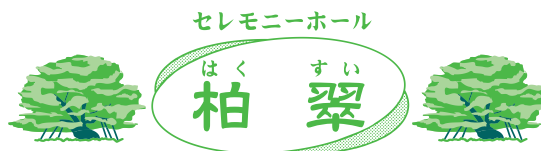
広告掲載事業者

最期もこれからも、人から人でありたい…。



地元の葬儀社に出来ることは何かを…明日への課題として  
安心と信頼のサービスを提供させていただきます。

全日本葬祭業協同組合連合会	加盟店
愛媛県葬祭事業協同組合	加盟店
全国霊柩自動車協会	加盟店
愛媛県霊柩自動車協会	加盟店



セレモニーホール 柏翠

有限会社 宇摩公益社

〒799-0411 四国中央市下柏町69番地の1  
TEL (0896) 23-3478 FAX (0896) 23-5411



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 四国中央市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2026年6月

